

公正取引委員会が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、公正取引委員会が実施した次の評価である。

ア 実績評価方式を用いた評価2件

「公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成14年度における独占禁止法違反行為に対する措置 - 」

「公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成14年度における景品表示法違反行為に対する措置 - 」

イ 事業評価方式を用いた評価3件(いずれも事後評価)

「経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備 - 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の作成・公表 - 」

「公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止 - 事業活動に関する相談指導体制 - 」

「行政手続等の電子化の取組(独占禁止法等の申請・届出関係)」

ウ 総合評価方式を用いた評価1件

「公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置 - 」

2 実績評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

(注) 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

(2) 審査の結果

2件の実績評価についての審査の結果は、以下のとおりである(詳細は、別添1

- 政策評価審査表(実績評価関係)参照)。

ア 評価の枠組みについて

審査結果のうち、目標の設定状況及び目標の達成度合いの判定方法については、以下のとおりである。

【審査結果整理表】

整理 番号	政 策	目標の設定状況			目標の達成度合い の判定方法 (判定基準の定量化等)
		目 標 値 等 の 設 定 の 有 無	目標期間の 設定の有無		
			基準 年次	達成 年次	
1	公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成 14 年度における独占禁止法違反行為に対する措置 -	○	年度ごと		-
2	公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成 14 年度における景品表示法違反行為に対する措置 -	-	年度ごと		-
合 計 (2 政策)		○ = 1			-

総括記述	評価対象である 2 政策は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）に基づき、公正取引委員会が行うこととされているものである。公正取引委員会では、これらの政策について、入札談合、不公正な取引方法、表示・過大景品付販売等の独占禁止法及び景品表示法の違反行為に対して厳正かつ積極的に対処し、これら違反行為を排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進することが目的であり、独占禁止法及び景品表示法の違反行為が認められればこれを排除するために厳正・迅速な法的措置を採ることとしているものであり、これらの措置についてあらかじめ数値化された目標値を設定することが難しいとしている。 目標の設定状況をみると、2 政策のうち、独占禁止法違反行為に対する措置について、措置の迅速な実施に係る目標が数値として設定されている（小売業における不当廉売事件（酒類及びガソリン）に関する事件処理期間）。他方、2 政策のいずれについても、法違反行為に対する厳正な措置の実施に係る目標値等は設定されていない。 公正取引委員会では、上記の理由により、法違反行為に対する厳正な措置の実施に係る目標値の設定等が難しいことを踏まえ、入札談合への厳正な対処、IT 分野における違反行為への対応等の独占禁止法違反行為に対する措置においては、これらの業務の実施状況の把握により評価を行おうとしている。また、景品表示法違反行為に対する措置においては、排除措置を受けた業界における改善措置状況について、関係事業者にアンケート調査を実施するなどその効果の把握の測定に努めており、政策の有効性の検証を行っている。 実績評価方式を用いた評価については、目標の達成度合いは目標値が明らかにされ、実績との対比で評価されるべきものであるので、法違反行為に対する迅速な措置のうち目標値が設定されていないものについては、できるだけ適切な目標値の設定に努めることが望まれる。
-------------	--

- （注）1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「-」を記入している。
- 3 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的に明確なものとして示されている場合には「○」記入し、示されていない場合には「-」を記入している。

イ その他（学識経験を有する者の知見の活用）

公正取引委員会では、政策評価全般について、学識経験を有する者の知見の活用を行っているとしている。

しかし、2 件の実績評価のうち学識経験を有する者の知見の活用について記述されているのは 1 件だけであり、当該評価書の記述からは、どのような学識経験を有する者からの知見なのかは明示されていないことから、意見聴取の態様や聴取した意見の内容等が明確になるよう、今後は、評価書へ記載することが必要である。

なお、今回審査の対象とした事業評価 3 件及び総合評価 1 件についても、実績

評価と同様に学識経験を有する者の知見の活用を行っているとしているが、評価書には学識経験を有する者の知見の活用に関する記述はみられない。実績評価と同様に、意見聴取の態様や聴取した意見の内容等が明確になるよう、今後は、評価書へ記載することが必要である。

公正取引委員会では、今後、学識経験を有する者の知見を組織的に活用するため、第三者委員会の設置を検討しているとしている。

このほか、「公正かつ自由な競争のルール of 厳格な運用 - 平成 14 年度における景品表示法違反行為に対する措置 - 」では、評価で用いたアンケート調査の分析を外部の研究機関に委託している状況がみられた。

また、上記と同様の外部委託については、実績評価のほか、事業評価 2 件及び総合評価 1 件でも行われている。

3 事業評価方式を用いた事後評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 - 5 - ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。

費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(把握された効果と評価結果との関連性について)

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合（中間段階の評

価)には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査における点検を行っているのは、次の項目である。

- 中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

(2) 審査の結果

公正取引委員会では、その基本計画において、各施策の下で新規に実施される行政活動について、必要性、対象妥当性、有効性等について事前に評価するとともに、必要に応じて事後的にも検証することとしている。

今回審査の対象とした3件の政策評価は、いずれも事後評価(中間段階の評価)である。3件の事業評価のうち、2件については、「e-Japan重点計画-2002-」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)において、指針の見直しや行政手続等の電子化の推進を行うこととされているものである。

3件の事業評価についての審査の結果は、以下のとおりである(詳細は、別添1 - 政策評価審査表(事業評価方式を用いた事後評価関係)参照)。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備 - 「電気通信分野における競争の促進に関する指針」の作成・公表 -	○ 指針の作成(平成13年度)公表及び周知 ○ 平成13年度に作成した指針の見直し(14年度)公表及び周知		○	-	○
2	公正かつ自由な競争ルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止・事業活動に関する相談指導体制 -	○ 相談窓口(商工会議所等において相談に対応)の整備 ○ 個別相談への対応(回答・指導)		○	-	○
3	行政手続等の電子化の取組(独占禁止法等の申請・届出関係)	公正取引委員会における申請・届出等手続(22件)の電子化	○	(把握時期未到)	-	○
合 計(3政策)			○ = 1 = 2	○ = 2	- = 3	○ = 3

総括記述	評価対象の3政策のうち、1政策については、得ようとする効果について具体的な目標値が設定されており、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されている。残りの2政策については、得ようとする効果について、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのか、その状態が必ずしも特定されていない。 得ようとする効果が具体的に特定されていなければ、政策効果が発現した段階において、把握した効果を基に政策の有効性について検証することが困難となることから、できる限り測定可能な目標を設定することなどにより得ようとする効果を明確にしておくことが望まれる。 効率性の観点からの検証については、3政策のそれぞれについて「指針の作成期間」、「平均処理期間」又は「システムの開発期間」をもって効率的に行われたと評価されている。政策効果が費用に見合ったものとなっているかについて定量的な分析を行うことには難しい面があるとしても、例えば、必要な効果がより少ない費用等で得られないか、同一の費用等でより大きな効果が得られないかについて分析を行うなどにより、費用と効果の関係が客観的に明らかとなるよう、できる限り取り組んでいくことが望まれる。 なお、行政手続等の電子化の取組（独占禁止法等の申請・届出関係）については、平成14年度末までに電子化システムが構築されたものであり、その効果の把握時期がまだ到来していない。
-------------	--

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「-」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 2 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている（「何が」、「どの程度」、「どうされた」）場合には「○」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「-」を、効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「-」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「-」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。
- 4 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「○」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「-」を記入している。

また、学識経験を有する者の知見の活用については、上記2 - (2) - イに述べたとおりである。

4 総合評価についての審査

「公正かつ自由な競争のルール」の厳正な運用 - 平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置 - について行われた総合評価は、独占禁止法に基づく排除措置が行われた代表的な事例とする2事例を取り上げ（注）当該措置によってどのような経済的効果が得られたかなどを測定・検証することにより、当該措置の厳正な運用が

公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効に機能しているか、効率的なものとなっているか、今後改善すべき課題は何かなどの観点について評価することを目的としている。

（注）評価書中に明記されているわけではないが、公正取引委員会では、平成 13 年度における入札談合事件に係る排除措置の事例のうち、当該排除措置により得られた経済的效果を把握する観点から、排除措置に伴って入札方式等の変更が行われていないもの 2 事例を選択したとしている。

評価の結果をみると、有効性の分析については、2 事例のそれぞれについて、排除措置日から当該年末までの期間に行われた入札について、排除措置日以前の落札率（落札価格を発注官庁の予定価格で除したもの）で試算した落札価格の総額から実際の落札価格の総額を差し引いた額を試算（それぞれの事例について 63 百万円と 483 百万円）し、これを入札談合の排除措置による落札率の低下によって得られた経済的效果としている。

また、その経済的效果については、原材料、人件費、建設業市場の景況、指標（落札率）の循環傾向の有無、地域全体の景況、季節変動等の外部要因を除いて考えてみても、排除措置によって経済的效果が生み出された可能性が高いと考えられると評価している。このように、政策の実施により発現した効果を把握・算定する上で、想定し得る外部要因を明らかにし、それらの与えた影響の有無と程度について分析を行うことは、評価をできる限り客観的なものとする上で有益な取組である。

効率性については、これらの経済的效果の試算結果を別途算出したコストと比較して検証を行っている。具体的には、職員の平均的な年収を基に、処理に従事した職員数及び処理期間から試算した人件費と立入検査、供述の録取等に要した職員旅費の計（同じく事例ごとに約 35 百万円と約 21 百万円）をコストとして算出し、これを上記の経済的效果と比較することによって、いずれの事業についても排除措置の処理に要したコストの方が低いと評価している。

詳細は、別添 1 - 政策評価審査表（総合評価関係）のとおりである。

また、学識経験を有する者の知見の活用については、上記 2 - （2）- イに述べたとおりである。

（全体注）各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。また、総合評価については、評価の方法が各府省により、テーマにより様々であることから、各府省が実施した政策評価の審査活動等を通じ、整理・検討を行っていくこととする。

【別添 1 - 】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説 明）

本審査表は、公表された公正取引委員会の評価書（「公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成 14 年度における独占禁止法違反行為に対する措置 - 」及び「公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成 14 年度における景品表示法違反行為に対する措置 - 」）を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「達成すべき目標」欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された達成すべき目標を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」(= out <u>C</u> ome) はアウトカム、「P」(= out <u>P</u> ut) はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。 なお、「CM」(= out <u>C</u> ome <u>M</u> easurable) はアウトカムで定量的な指標、「CI」(= out <u>C</u> ome <u>I</u> mmeasurable) はアウトカムで定性的な指標、「P」(= out <u>P</u> ut) はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を定めている場合に、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を定めている場合に、それぞれ当該年次を記入した。
「測定結果等」欄	測定の結果等を記入した。
「評価の結果」欄	評価の結果に基づく今後の課題等を記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況＜総括表＞

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

公正取引委員会が設定した指標の特徴をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標はない。

【表 公正取引委員会における指標の設定状況とその性質】

評価書	指標計	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数			目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数			
				アウトカム	アウトプット		アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット
公正かつ自由な競争のルール of 厳格な運用 - 平成 14 年度における独占禁止法違反行為に対する措置 -	合計 (構成比)	5 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (100%)
公正かつ自由な競争のルール of 厳格な運用 - 平成 14 年度における景品表示法違反行為に対する措置 -	合計 (構成比)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100.0%)

(注) 1 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

2 構成比は、小数点第二位を四捨五入した。

政策評価審査表（実績評価関係）

整理 番号	政 策	達成すべき目標	目標 分類	測定指標		指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等			評価の結果	政策手段
								基準年次	達成年次	H12	H13	H14		
1	公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成14年度における独占禁止法違反行為に対する措置 -	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	事件処理状況	申告件数		P	年度ごと	2,878	4,703	2,290	○平成14年度は、過去20年間で昨年度に次いで多い法的措置件数となっており、違反行為に厳正に対処したと評価できる。このうち、入札談合については、30件の法的措置を採っており、特に、厳正に対処したといえる。 ○IT分野等における違反行為に対しては、比較的短期間で事件処理を行っているが、そうした分野においては市場における競争環境の変化が激しく、公正取引委員会が行う事件処理がその後の当該市場の発展に大きなインパクトを有することを踏まえれば、事件審査に要する一層の期間短縮に努める必要がある。 ○知的財産分野においては、知的財産権の濫用行為について迅速に対処できるよう知的財産タスクフォースを平成14年8月に設置したところであり、知的財産の円滑な利用促進に一つの成果が得られたといえる。 ○小売業における不当廉売事件については、平均処理期間が69日であり、おおむね2か月間で処理されていると評価できるが、目標処理期間を原則として2か月以内としている酒類とガソリンについては、一層の期間短縮に努める必要がある。	○独占禁止法の規定に基づく立入検査、事件処理等	
事件処理件数 うち法的措置件数		74 18	87 38		108 37									
課徴金納付命令	金額（百万円）	8,517	2,199		4,334									
	件数	719	248		561									
刑事告発（件）		0	0		0									
申告処理審理会の審理状況（件）		-	-	7										
入札談合への厳正な対処	法的措置を採った件数		P	年度ごと	10	10	30							
IT分野における違反行為への対応	事件処理状況（警告等）（件）		P	年度ごと	-	-	3							
	事件処理期間（警告等）				-	-	約5か月							
知的財産権の濫用行為に対する迅速な対応	事件処理件数（警告）		P	年度ごと	-	-	1							
不当廉売に対する厳正・迅速な処理	小売業における不当廉売	警告件数	P	原則として2か月以内	年度ごと	-	-	4						
		警告及び注意の平均処理期間（酒類及びガソリン）			-	-	おおむね2か月以内							
		情報システム調達における安値応札（警告）（件）				-	-	1						

整理 番号	政 策	達成すべき目標	目標 分類	測定指標		指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等			評価の結果	政策手段
								基準年次	達成年次	H12	H13	H14		
2	公正かつ自由な競争のルールの厳格な運用 - 平成14年度における景品表示法違反行為に対する措置 -	景品表示法に違反する不当表示・過大景品付販売に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	C	事件処理状況	事件処理件数	P	年度ごと			471	472	534	○当委員会の排除命令は、違反行為を行っていた事業者に対する違反行為の排除効果のみならず、業界全体に対する抑止効果を持つことが認められる。ただし、事業規模が比較的小さい事業者が多い業界においては、排除命令が業界全体に与える効果が限定的である一面がうかがわれる。他方、比較的大規模な事業者が多く、消費者信用を重んじているような業界においては、排除命令の内容が浸透しており、それらに照らして、自社製品や社内管理体制の見直し、作成等を行うなど、遵法意識の高まりが認められる。 ○こうしたことから、前者のような特徴を有する業界においては、引き続き、より多くの個別事件を迅速・厳正に処理していく必要があり、後者のような特徴を有する業界においては、一罰百戒的な効果が十分期待でき、重大な違反事件を優先的に処理していくなどの工夫が行政効率を高めるためには必要と考える。 ○排除命令はすべて公表しているところであるが、行政の透明性確保が求められていることから、警告案件について、今後、原則公表するなどの公表基準の見直しを行うことによって、より違反行為の未然防止効果を高めていくことも重要と考える。	○景品表示法の規定に基づく立入検査、違反事件の処理等
					不当表示事件（件） うち排除命令数					327 3	341 10	425 22		
					景品事件（件） うち排除命令数					144 0	131 0	109 0		
					排除命令を行った事件の平均処理期間（日）		-			102	148	173		

（注）公正取引委員会から送付された評価書を基に当省が作成した。

政策評価審査表（事業評価方式を用いた事後評価関係）

（説 明）

本審査表は、公表された公正取引委員会の評価書（「経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備 - 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の作成・公表 - 」、「公正かつ自由な競争のルール整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止 - 事業活動に関する相談指導体制 - 」及び「行政手続等の電子化の取組（独占禁止法等の申請・届出関係）」を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄		把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事業評価方式を用いた事後評価関係）

整理 番号	政 策 （名称、目的等）	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性、効率性等 に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備 - 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の作成・公表 -	○指針の作成（平成13年度）、公表及び周知 ○平成13年度に作成した指針の見直し（14年度）、公表及び周知	電気通信事業分野の独占禁止法違反行為の未然防止のための指針の周知	○指針に関する事業者に対するアンケート調査 ○独占禁止法違反事件の発生状況	○アンケート結果 一般事業者では、約6割が公正かつ自由な競争の促進・維持という目的に資している、約7割が指針が分かりやすい記述である及び約8割が指針を社内周知していると回答。すべての高シェア事業は、指針は分かりやすい記述である及び事業者が採ることが望ましい行為を実施していると回答 ○独占禁止法違反事件の発生状況 平成11年度1件、12年度1件、13年度2件に対し、指針の公表（13年11月末）後の14年1月から15年7月までは1件	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号） 「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）（電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方の明確化） 「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）（平成14年度中に見直しを行う） 「e-japan重点計画-2002-」（平成14年6月18日IT戦略本部決定）（平成14年度中に見直しを行う）	指針の作成・公表は、公正かつ自由な競争の維持・促進に有効であると評価 指針の有効性は、独占禁止法違反事件の発生件数を指標とすることは必ずしも適当ではないが、指標の作成・公表後、新たに措置を採ったものは1件になっていることから、一定の違反抑止効果を有しているのではないかと考える。

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性、効率性等 に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
2	公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止 - 事業活動に関する相談指導体制 -	○相談窓口（商工会議所等を相談窓口とする相談ネットワーク）の整備 ○個別相談への対応（回答・指導）	独占禁止法違反行為の未然防止の観点からの相談窓口の整備	○アンケート調査（中小事業者及び事業者団体） ○個別相談の平均処理日数	○アンケート結果 ・相談に対する回答内容は、分かりやすかったとの回答が約9割 ・職員の対応に満足又はやや満足との回答が約9割 ・回答内容については、理解しやすかったとの回答が約9割 ・回答の迅速さについては迅速に対応してくれたとの回答が約9割 ・相談ネットワークの存在意義について、事業者の4割がメリットが大きい、1割はそれほどメリットはないと回答。商工会議所等の4割以上はよく分からないと回答 ○平成14年度の個別相談の平均処理日数は、11年度の3割弱に短縮した。		相談に対する対応や迅速性については、アンケート結果から事業者等は満足していると評価できるが、相談ネットワークについては、その存在を知らない事業者等が多いと思われるなど問題点も指摘されており、今後、相談体制そのものに対する事業者の認知度を向上させるための工夫が必要
3	行政手続等の電子化の取組（独占禁止法等の申請・届出関係）	公正取引委員会における申請・届出等手続（22件）の電子化	申請・届出等手続の22件について、平成14年度までにすべて運用を開始する。	申請・届出等手続の電子化の状況	・独占禁止法違反等に係る申告及び景品表示法違反等に係る申告については、平成14年から運用開始 ・残りの申請・届出等については、平成15年3月から試験運用を開始 ・平成15年4月から申請・届出等手続22件すべて公開運用を開始	「e-japan重点計画-2002-」（平成14年6月18日IT戦略本部決定）（行政手続等の電子化の推進）	申請・届出等手続の電子化は、当然に国民の負担の軽減に資するものであり、有効なものであったと評価できる。特に、来庁することなく申請・届出等を行うことができるようになるだけでなく、電子窓口は24時間開設されることから、電子化により、24時間申請・届出等を行うことができるようになった。

（注）公正取引委員会から送付された評価書を基に当省が作成した。

政策評価審査表（総合評価関係）

テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等	評価結果
公正かつ自由な競争の ルールの厳正な運用 - 平成 13 年度における 独占禁止法違反行為に 対する措置 -	独占禁止法に基づく 排除措置の代表的な事 例を取り上げ、当該措 置によってどのような 経済的効果が得られた かなどを測定・検証す ることにより、当該措 置の厳正な運用が公正 かつ自由な競争を維持・促進する上で有効に機能しているか、効率的なものとなっているか、今後改善すべき課題は何かなどの観点から評価を実施する。	独占禁止法に違反 するカルテル、入札談 合、不公正な取引方法 等に対して厳正かつ 積極的に対処し、これ らを排除することによ り、公正かつ自由な 競争を維持・促進す る。	入札談合事件におけ る独占禁止法に基づく 排除措置	(経済的効果) - 平均落札率に影響を与える独占禁止法違反行為に対する措置以外の外部要因が存在しないこと、同措置を採らなかった場合に排除前の平均落札率で推移することを仮定し、平均落札率の低下によって得られた経済効果を発注者側の入札制度等の変更による経済的効果を除外するために限定的な期間で金額的試算(仮定の落札価格の総額(予定価格総額×排除日以前の平均落札率)-排除日以降の実際の落札価格の総額)すれば、次のとおりとなる。 - 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件における経済的効果は102件の入札で63百万円(平成13年2月7日(排除日)から同年12月31日まで) - 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件における経済的効果は29件の入札で483百万円(平成13年2月22日(排除日)から同年12月31日まで) - 外部要因(原材料、人件費の動向、建設業市場の景況、指標(落札率)の循環傾向の有無、地域/全国の景況、当委員会の入札談合事件に対する措置状況、その他(季節要因等))の影響について検証したところ、いずれの事件についても、落札率に何らかの影響を及ぼした可能性があるとは考えられない。 (コスト等) - コスト(人件費及び職員旅費とし、庁費は捨象)等の概要は、次のとおりとなる。 - 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件の事件処理期間は183日で、コストはおおむね35百万円 - 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件の事件処理期間は225日で、コストはおおむね21百万円	- 考えられる外部要因を分析した上で、それらが影響を与えていなかったことから、経済的効果が生み出された可能性が高いと考えられ、措置は有効であったと評価できる。 - 平成13年度に法的措置を採った事件の平均事件処理期間は286日であったことから、これらの2事件は相対的に迅速な処理がなされたものと評価できる。 - コストについては、限定的な期間で試算しても経済的効果を数千万円のコストで実現しており、当委員会による独占禁止法違反行為の排除は、費用対効果の面において優れたものであると評価できる。

(注) 公正取引委員会から送付された評価書を基に当省が作成した。

【別添 2】

表 1 実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数
公正取引委員会	施策等の特性等に応じて合目的に、「実績評価」、「総合評価」及び「事業評価」やこれらの要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いる。 事後評価は、毎年度策定する実施計画において定める（各年度当初において、基本計画別紙の主要な施策等について網羅的に実施）。	各施策等	2 施策

(注) 1 公正取引委員会の基本計画及び実施計画を基に当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 2 「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
公正取引委員会	目標数 2 ○ 「政策の目的・目標」(2)	指標数 6 「事件処理状況」、「入札談合への厳正な対処」、「IT分野における違反行為への対応」、「知的財産権の濫用行為に対する迅速な対応」、「不当廉売に対する厳正・迅速な処理」

(注) 公正取引委員会から送付された評価書を基に当省が作成した。

表 3 達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳 (単位：件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」がアウトプットに係る目標が設定されているもの
公正取引委員会	2	2	0

(注) 公正取引委員会から送付された評価書を基に当省が作成した。

表 4 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策 (単位:件)

府 省	評価対象 政策数	目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されている政策数			目標に関し達成しようとする水 準が数値化等されていない政策 数
			アウトカム	アウトプット	
公 正 取 引 委 員 会	2	0	0	0	2

(注) 1 公正取引委員会から送付された評価書を基に当省が作成した。
2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

表 5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に設定されている指標の分類 (単位:件)

府 省	目標に関し達成しよう とする水準が数値化等 されていない政策数	当 該 政 策 に 設 定 さ れ て い る 指 標 数			
			アウトカムで 定量的に設定	アウトカムで 定性的に設定	アウトプット で設定
公正取引 委員会	2	6	0	0	6

(注) 1 公正取引委員会から送付された評価書を基に当省が作成した。
2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず、目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。

表 6 目標期間の設定状況 (単位:件)

府 省	評価対象政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				測定指標に目標期 間設定されてい ない政策数
		基準年次及 び達成年次 が記載され ているもの	基準年次の みが記載さ れているも の	達成年次の みが記載さ れているも の	小 計	
公 正 取 引 委 員 会	2	0	0	0	0	2

(注) 公正取引委員会から送付された評価書を基に作成した。

表 7 学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等の H P 掲載
公 正 取 引 委 員 会	評価書の取りまとめに際して、学識経験者から意見を聴取 なお、今年度中に、評価の取りまとめに際して意見を聴取する第三者委員会の 仕組みを設ける予定	×

(注) 1 公正取引委員会からの聴取結果を基に当省が作成した。
2 事業評価方式及び総合評価方式を用いた評価についても同様である。